

平成 2 3 年第 2 回定例会

森 町 議 会 会 議 録

1 0 月 会 議

平成23年第2回森町議会定例会10月会議会議録（第1日目）

平成23年10月24日（月曜日）

開議 午後 1時00分

休会 午後 2時58分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告

追加日程

- 1 緊急質問
- 2 緊急質問

- 3 議案第 1号 平成23年度森町一般会計補正予算（第6号）
- 4 議案第 2号 平成23年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 5 意見書案第1号 漁船用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する意見書

○出席議員（15名）

議長 16番 野村 洋 君	副議長 1番 菊地 康博 君
2番 山田 誠 君	3番 宮本 秀逸 君
4番 松田 兼宗 君	5番 前本 幸政 君
6番 川村 寛 君	8番 木村 俊広 君
9番 堀合 哲哉 君	10番 中村 良実 君
11番 小杉 久美子 君	12番 長岡 輝仁 君
13番 三浦 浩三 君	14番 東 秀憲 君
15番 黒田 勝幸 君	

○欠席議員（1名）

7番 西村 豊 君

○出席説明員

町 長	佐藤 克男 君
副町長	増田 裕司 君
総務課長	木村 浩二 君
総務課参事	佐々木 陽市郎 君

税 務 課 長	泉	一	法	君
住 民 生 活 課 長	竹 内		明	君
環 境 課 長	横 内	仁	司	君
環 境 課 参 事	木 村	哲	二	君
農 林 課 長	山 田		仁	君
水 産 課 長	島 倉	秀	俊	君
建 設 課 長	小 井 田		徹	君
さくらの園・園長	釣	隆	吉	君
教 育 長	磯 辺	吉	隆	君
学 校 教 育 課 長	芳 賀	幸	則	君
生 涯 学 習 課 長	中 島	将	尊	君
消 防 長	山 田	春	一	君
消 防 署 長	松 川	眞	也	君
砂 原 支 所 長	輪 島	忠	徳	君
町 民 サ ー ビ ス 課 長	清 水	雅	信	君

○出席事務局職員

事 務 局 長	本 間	一	男	君
事 務 局 次 長	藤 田	司	志	君
庶 務 係 長	喜 田	和	子	君

○会議に付した事件

- 1 緊急質問
- 2 緊急質問
- 3 議案第 1 号 平成23年度森町一般会計補正予算（第6号）
- 4 議案第 2 号 平成23年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 5 意見書案第1号 漁船用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する意見書

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

平成23年第2回森町議会定例会10月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ですが、森町議会会議条例第3条の規定により、休会中にかかわらず、議事の都合により10月会議を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、11番、小杉久美子君、12番、長岡輝仁君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供してありますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

次に、審議日数ですが、本日1日を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

これで諸般の報告を終わります。

◎動議の提出

（「議長、14番」の声あり）

○議長（野村 洋君） 14番、東議員、何かございますか。

○14番（東 秀憲君） 動議を提出いたします。

○議長（野村 洋君） 何の件で。

○14番（東 秀憲君） 内容は、広報もりまちの編集、発行に関しての件について緊急質問することを望みます。

（「賛成」の声あり）

○議長（野村 洋君） ただいま14番、東秀憲君から広報もりまちの編集、発行に関しての緊急質問の動議が提出されました。

この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

したがって、14番、東秀憲君の広報もりまちの編集、発行に関する緊急質問の動議を議

題として採決いたします。

この採決は起立によって行います。

14番、東秀憲君の広報もりまちの編集、発行についての緊急質問を日程に追加し、追加日程第1として直ちに発言を許すことに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 賛成者、起立多数でございます。

したがって、14番、東秀憲君の広報もりまちの編集、発行についての緊急質問を日程に追加し、追加日程第1として直ちに発言を許すことに可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時03分

再開 午後 1時07分

○議長(野村 洋君) 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎追加日程第1 緊急質問

○議長(野村 洋君) 14番、東秀憲君の発言を許します。

○14番(東 秀憲君) それでは、緊急質問をいたします。

町長は、平成20年10月に就任してから毎月広報もりまちに「町長から皆さんへ」というタイトルで自分の所感を載せております。10月号では、お祭りのおみこしのご祝儀に絡んだ北海道新聞の記事に対し、扱った記者に対する誹謗中傷とともれる多くの私的発言の記事が掲載され、大きな疑問を持ったところであります。「町長から皆さんへ」の記事の内容については、以前から同僚議員の一般質問で議論されてきた経緯があります。そのようななかにあって、今年の3月31日に町の広報紙のあり方を検討するべく森町広報委員会条例が改正されました。本来であれば、町政の動向や町民の生活情報等を目的にわかりやすく、そして公正、中立に伝える広報紙にもかかわらず、事実を歪曲し、しかも議会の再三の指摘も無視されまして相変わらず私的な記事を繰り返している状況であります。町民との対話に基づかない一方的で私的な記事を載せるのではなく、移動町長室を活用している中で直接住民と接した生の声や要望を町政に反映させる、そのような広報紙の編集、発行に取り組むべきと、そのように思います。このように町の混乱のもととなっている「町長から皆さんへ」のページは、改善されなければ次回からぜひ廃止すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○町長(佐藤克男君) 今東議員の質問の件わかりました。まずは、定例議会の一般質問でも数日前に質問書を出して、そしてそれに町側は検討しながら答えると、これが普通でございます。ちょっと失礼ではないのかなど。そのための今回の議会ではないと、私はそのように思っています。非常に失礼なことだなど、そのように思っています。しかし、質

問をいただいたので、まずは私はお答えさせていただきます。

今議員から誹謗中傷ということがありました。または公正、中立でなければいけない、そして事実を歪曲しているということがありました。どこが誹謗中傷で、どこが事実歪曲なのか、私はその辺について全くわからない。私がこの記事を書いたのは、単に私の気持ちだけではないのです。町民から、町長どうということなのだ、道新にこういうことが書いてあったけれども、どうなのだという私は数人から質問を受けました。いや、書いていることは、この書いている中において私の後援会の方が渡したことは間違いないと。それは私のうっかりで、これも間違いないと。しかし、私が直接渡したということは全く事実ではないと、またそういうことを道新の記者に言った覚えも何もない、これは全く違うと。これは非常に大切なところでございます。ですから、私はこれに対してこれは事実ではないと。そして、わざわざこれは全道版か道南版に載せております。私の名前もそこには書いてあります。私は、今回はあえて道新の記者の名前は書きませんでした。あえて書きませんでした。しかし、道新の記事には私の名前を書いています。まさにこれは事実を歪曲し、そして公正、中立というか、そういうものもない、そういう記事でした。

この記者に対しては、私は昨年も何度も注意をしました。わざわざ号外まで出しました。これを原因に議会の皆さんは不認定ということに、決算を不認定にしましたけれども、これはこの記者が事実と違うその記事を再三にして書いたから私は号外を出したのです。その結果、この道新からはびたっととまりました。そしてまた、「こども武士道」という本でも、これは私が提案して私が中止をしたのです。しかし、私の取材を一切もしないでああいう私にすると誹謗中傷になるような記事を書いております。これはやめていないのです。このたびのこれです。これに至るに当たっては、私が歩いていたら後ろから歩いてきて、そしてこの件について聞きました。そして、何の書きとめもしない、ただ口だけでこれは取材ですと私に言っていました。こんなもの取材でも何でもありません。そして、何で私だけやるのだと、よその町だってやっているのではないか、議員だってやっているのではないかと言ったら、これは交通違反と同じだと、スピード違反と同じだという話をしました。スピード違反が標的を決めてやるのでしょうか。私は、この記者に対しては非常に不愉快に思っていますし、新聞というのは公正、中立でなければいけない。昨年の何度も記事を書いたときには、議会のほうに肩を持った公正とは全く及びもつかない、そういう記事を何度も何度も書いておりました。

そして、うその記事も書きました。1度は記者会見のときでした。記者会見、多数いろんな人がいる。よその新聞社もいる。そこでうその記事を書きました。私は、一切専決するなんていうことは言っていない。彼は専決と、それも全道版に書きました。そして、2度目は前副議長の青山議員が私に質問したときに、町長はやられたらやり返す、倍返しだということを言っているけれども、そういうことは言わないでもらいたい。しかし、私はそのときは、いや、私はやりますと、倍返しとは言いません。しかし、3倍返しは言いません。しかし、この記者はこれを3倍返しとってうその記事を書くのです。そういう

ことを何度も何度もやって今に至ってもそうです。そして、町内では、この中の議員でもいると思います。私は町民からも聞いております。あの佐藤がやめるまで本社から森に張りつけと言われたと、そういうことまで言っています。このご祝儀の取材というか、立ちながら話をしたその日です。たまたま私の後援会長の会長と関連する人がいました。そこに行つてあのばかがと、私のことをあのばかが、とんでもないやつだということを書いた。これは、私は後援会の会長から、また後援会に関連する人から聞いております。そういう思いのある人間が私ほうその記事を書くと、これはあり得るなというふうに思いました。

そして、私がこう書いたのは決して私の一存ではない。町民から、町長本当でないのだったら広報に本当のことを書いてくれと、そういう町民からの声でした。ですから、私は書きました。これに対して今は広報委員会、緊急で広報委員会を開催しております。その中で、おとしめるという文字があつたけれども、これはいけない言葉だから、こういう言葉は使つてはならぬと言いました。しかし、この北海道新聞の記者はまさに町をおとしめる。佐藤をおとしめるだけではないのです。町をおとしめているのです。わざわざ全道版に書いたりなんかしました。そして、今年の6月には、私は間違つた記事だと思つていました。しかし、そのときから既に始まつておりました。皆さんもご存じのようにウロの処理の問題でした。わざわざ6月9日に議会があるのに6月8日に記事を書きました。これは、ある議員と結束して、そしてその日に書いたのだという話を言っています。

(何事か言う者あり)

○町長(佐藤克男君) わかつて言っているのか。人がしゃべっているのだ。黙っている。

○議長(野村 洋君) 静粛をお願いいたします。

(何事か言う者あり)

○町長(佐藤克男君) 質問に答えているのだ。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 町長、答弁してください。

○町長(佐藤克男君) そういうそのことをその議員は次の日に、6月9日に動議をかけて私に質問しました。私は現場に行っていないと彼は言っていました。しかし、3月にその議員は行っていました。手土産、シュークリームを持って行っていました。私は職員からそういう話も聞いておりました。しかし、そういうことをしながらこの北海道新聞はずっと私に対してのうその記事を書いてやってきております。これは、私はとんでもない話だと。でも、これは私が個人で書いたわけではない。ここには誹謗も中傷もありません。事実を書きました。そして、事実を歪曲と今東議員言いましたけれども、私は事実のことを書きました。これは、町民に私は広報で知らせる義務があります。

(何事か言う者あり)

○町長(佐藤克男君) やはり広報、そういうものを使って私はやってきました。共産党、黙っていれ。私は、とんでもないことだと思つています。

(何事か言う者あり)

○町長(佐藤克男君) 人がしゃべっているのだ。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 静粛をお願いします。

○町長(佐藤克男君) こういう事実関係のもとには私は……ちょっと退席してもらったら。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 町長、答弁してください。

○町長(佐藤克男君) 私は、事実をもとにこれは言っているのです。そういう前のことがあって私は書いております。しかし、私はあえて、この道新の記者はこの新聞に堂々と私の名前を書いております。もちろん書かなければ記事になりませんから。でも、私はあえてここには本人の名前は書きませんでした。これも武士の情けだと私は思っております。やはり町民に事実のことを教える、それも一つの広報の私は役目だと思っております。そして、数人の町民から私は、町長本当のことを書いてくれということと言われております。もちろんまだ広報委員会で私がお話する、広報委員の方から質問を受ける、そういう場がないので私は黙っておりましたが、今ここで事実関係、これは事実を書いたのだということをお東議員に私は申し上げておきます。

以上でございます。

○議長(野村 洋君) 町長に申し上げます。ただいまのある特定の政党名等を言うのは不適切と思われるので、慎むようにしてください。

東議員、よろしいですか。

○14番(東 秀憲君) それでは、再質問いたします。

町長は、今長々とお話しいたしましたけれども、私は町長と記者とのやりとりの内容、これについては把握しておりません。そういうようなことで、それが町長が全部事実に沿って記事にしていると、そのように今答弁されましたけれども、私は町長の確かにそういう記事はわかりますけれども、行き過ぎた部分があるだろうと思います。そして、私的な発言が多くあります。そんなことで、広報紙は公共の財産です。そんなことから、私的なことに利用することは私は職権の乱用でないかなと、そのように理解しているところがあります。ですから、町長、もう少し公私のけじめ、公私の区分をきちっとわきまえながら広報、そういった記事を扱ってほしいなど、そのように思います。その辺の判断はどのようにされているのか、その部分をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○町長(佐藤克男君) お答えします。

私は、いつでも公平にということをお思っておりますし、私的なことで私はこの広報を使っている覚えは一切ございません。このたびもあのような北海道新聞という全道に流れる新聞に私の名前、そして森町の名前を堂々と打ち出すと。これは森町にとって決していいことではありません。これは森町にとってマイナスのことです。それをあえて私的な怨情を込めて物を書かれる、これに対して私は堂々と申します。そして、私は言うておきます

けれども、私から何かしたということは一度もございません。必ず何かがあって、そして私がそれに行動に移すということだけです。ですから、3月31日に広報委員会条例が出て、私は一切こういうことはございませんでした。「こども武士道」のことについても私は非常に嫌な思いしましたが、しかしそれに対しても私は書きませんでした。しかし、このたびは町民からの要請のもとで私はこれについてしっかり書きました。

また、この文章については私一人だけではなく、これは何人かに見てもらって、そして役場の中でもこれはちょっと行き過ぎではないかということがあった場合には直す場合もありますし、この件についてはちょっと行き過ぎではないかという役場の人間からも職員からもありましたが、これはこのくらい書かなければいけないと、私はそのように申し上げた次第です。決して私は私的なことでこの広報を使っているという気持ちはさらさらございませんので、今後ともまた森町をおとしめるような事実ではない記事を書いたものに対しては、私ははっきりと今後もこれは書いていくということは申し上げておきます。私は、ほかの新聞社に対して申し上げたこともないです。ほかの新聞社は、きちんと取材をして、その取材に基づいた物を書いてございますので、私はそれに対しては一切の文句、そういうことは言った覚えもございません。ですから、今後とも東議員にも、そして議員皆さんにもお話し申し上げておきますけれども、私的なことでは私は使わないと。

それから、私は町長に対して皆さんが、今賛成した議員の皆さんもおられます。この質問に対して賛成した方もいます。私は、その人も北海道新聞にあれだけ森町のことを書かれたら事実がどうかを確かめて、北海道新聞に皆さんも私は抗議なり事実関係を求める、そういうことは大切ではないのかなと。私にこういう何か、質問ですから私は答えておりますけれども、抗議めいた話、これに対し私は道新にも議員の皆さんが事実を確かめ、そして道新に対してそれが事実でなければ、わかっただけで抗議を申し込む、そういうことが私は大切ではないかと。それが私はこの議会のありようではないのかなと、そのように思っている次第でございます。今後とも私は、私的なものにはこの広報を使おうという気持ちはさらさらございません。今回は、佐藤という町長をおとしめると同時に森町をおとしめた記事だったと、そのように私は判断しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 東議員、再々質問。

○14番（東 秀憲君） 町長は今答弁の中で、職員から町長、行き過ぎでないかなと、そのような注意も何回か受けたと、そういうふうな答弁ありましたけれども、私はむしろその職員がアドバイスした、そのほうがもっと貴重な意見で正しいなと、そのように判断しております。ですから、もう少し町長も町民なり、周囲なり、職員なり、議員なりの声を大切に聞くべきだなと、そんなふうにして私は思っています。

そんなことで、最後の質問になりますけれども、「町長から皆さんへ」のコーナーは町民から一部の記事の内容について大変見苦しいと、何とかならないかと、そういうふうな苦情の声も聞いております。そういうようなことで、この際この「町長から皆さんへ」の

コーナーは廃止して、移動町長室で意見交換された町民の生の声を情報発信するなど、そういった工夫を凝らしたコーナーに見直ししてもらったほうがいいのではないかと、そのように思いまして、こういうふうな改善がなければぜひ廃止してもらい、あるいは改善するのであればもう少し町長が行動しております移動町長室、そういったものをもう少しクローズアップさせながら、そういった声を載せるような、そういうページにしたほうがいいのではないかと、そのように考えていますが、その辺はどうでしょう。

○町長（佐藤克男君） 私は、本当に残念なことだなと思います。うそを書く北海道新聞がよくて、事実を書く広報がだめだと、東議員はそのように私は言っているのだと、そのように感じます。まさに私は何を考えているのかなと、非常に残念に思っております。廃止にするなら廃止にしても私は結構だと思います。だったら、町民の声を聞いてみましようか、町民の声を。あのアンケートをやればいいではないですか。方法は1つありますよ。アンケートでどういう結果が出るか。私は、それも一つの方法だと思います。一部の議員だけの考え方で廃止する、廃止しないということではなくて、それは私は町民の声を、アンケートでやればすぐに出ます。それも一つの私は提案だと思います。それで町民がそういう広報ならやめたほうがいいという声があるのだったら、私はやめてもいいのではないかなと、そう思います。しかし、私が聞いている声では町長、町のことがよくわかるようになったと。広報が来て最初に読むのは、昔は後ろの生まれた人、死んだ人というところしか見なかったけれども、今は一番最初に「町長から皆さんへ」を読むようになった、町のことがよくわかるようになったという声は私は非常に多く聞こえています。ですから、私はもし議員の皆さんがやめたほうがいいということで考えるなら、ぜひアンケートで町民に問うたらいいではないですか。私はそのように思います。ですから、議員の一部の何十人かの人間だけでそうではなくて、町民の声を大きく聞いて、そしてこれをやるべきか、やらざるべきか、それを聞くのも一つの提案だと思います。もちろん移動町長室はこれからも開いて、そして私はやっていこうと。町民の声は聞いていこうと。私は、議員の皆さんよりは町民に接する機会是非常に多うございます。ですから、その中で私は今いろんな町民からお話を聞いて、やるべきことはぜひ何でも言ってくれと。私は、絶えずいろんなところへ出ていったら、何か困っていることあったら町に言ってねと、やれることは何でもやりますからねということをおっしゃっています。そのほかにも町長、ここ直したほうがいい、こういうことはやめてくれという部分に対しては、ああ、そうかという話で聞いております。と同時に移動町長室は、東議員の言われるようにこれからも私は続けていこうと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 以上で広報もりまちの編集、発行に関してについての緊急質問を終わります。

◎動議の提出

(「議長、動議」の声あり)

- 議長(野村 洋君) 9番、堀合哲哉君、議題は何でしょうか、表題は。
○9番(堀合哲哉君) 広報10月号と並びに職員研修について緊急に質問をさせていただきたいと思います。

(「賛成」の声あり)

○議長(野村 洋君) ただいま9番、堀合哲哉君から広報10月号と職員研修についての件について緊急質問の動議が提出されました。

この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

したがって、9番、堀合哲哉君の広報10月号と職員研修についてに関する緊急質問の動議を議題として採決いたします。

この採決は起立によって行います。

9番、堀合哲哉君の広報10月号と職員研修についての緊急質問を日程に追加し、追加日程第2として直ちに発言を許すことに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数でございます。

したがって、9番、堀合哲哉君の広報10月号と職員研修についての緊急質問を日程に追加し、追加日程第2として直ちに発言を許すことに可決されました。

◎追加日程第2 緊急質問

○議長(野村 洋君) 9番、堀合哲哉君の発言を許します。

○9番(堀合哲哉君) 議長、まず初めにこれから広報の10月号について質問をさせていただきますけれども、町長は広報10月号お持ちですか。それに即して私はお聞きしていきたいと思いますので、それこそ先ほど自分は事実しか述べていないとおっしゃっておりますので、その辺のところをしっかりと事実関係を述べていただきたいというふうに思います。

町の重要政策や町民生活情報をわかりやすく伝え、信頼を高めることが広報活動であると広報委員会条例第1条で明記されております。しかし、「町長から皆さんへ」の内容はこの基本理念から大きく逸脱していると私は考えております。昨年1年間は、広報で始まって広報で終わったような1年でした。9月13日には、議会の総意で問責決議も決議いたしました。これだけ町長の書かれている「町長から皆さんへ」というのは非常に問題が大きかったということです。その自覚のなさに私は同僚議員の質問を聞いて唖然といたします。そしてまた、この10月号でまた書き始める。私は、その点を非常に危惧いたしますので、これから数点にわたり質問をいたします。

同僚議員の質問にもございましたけれども、要するに公私の区別がしっかりつけられていないのではないだろうか。これは、町長の職務権限を最大限に生かし、先ほど職員から注意を受けたにもかかわらず、それを振り切ってお書きになる。こういう例を見て明ら

かなのですが、そこで2点ございます。広報を使って北海道新聞に注意をさせていただいたというのがあります。もう一点は、訴えることも視野に入れなければならないと思っている、北海道新聞に対してでございますね。これらが公的だとおっしゃるなら、なぜ公的なのだというのを具体的にお示しいただきたい。町をおとしめるから、こんな抽象的な話はおやめください。なぜ公的なのか。これは、佐藤町長ご本人の記事を新聞社が書いたのです。それに対して、森町がこれに対して抗議しなければならないということではないのです。森町町民が抗議をしたいというお気持ちをどこではかられましたか。あなた一人の記事なのです。だから、全く私的なことなのです。これに反論を加えたければ反論してください。

2つ目です。同僚議員もおっしゃいましたけれども、要するに事実かどうかというものが非常に問題なのです。公の町民に知らせる発行物ですから、事実を反することを書いてもらったら困るわけです。そこで、10月号の今まで数十年間の慣習として私も引き継いできた、こういう表現があります。どなたに、どのように確認されたのですか。人のうわさではだめです。ご本人に確かめましたか。はっきり言ってください。

昨年の号外で、確認をとらずにという表現もありました。確認をとらずに広報に載せてよろしいのでしょうか。自分が事実だ、事実だと、人のうわさをそのまま広報に載せるのはもってのほかです。そこまではっきりおっしゃるのなら、はっきりと確認したかどうかをここでお話ください。

それから、町長が渡したと言った、全くのうそですと、この記者は記録もとらず、こういうのがあります。それ以下は北海道新聞の悪口を並べました。実はこの内容を見たときに、渡したか渡さないかが問題ではないのです。あなたは、選挙管理委員会から注意をされた。2度もされた。それで、ご自身が道選管に確かめる。警察にも確かめる。それで了解したと。町選管の言うことを何も聞かない、むしろ疑っている姿勢そのものです。なぜ北海道の選管の言うことは聞けるが、町の選管の言うことは聞けないのですか。あなたには、大きなこういう点での過失がございます。ご祝儀を渡したからという次元の話ではないのです。ご本人が渡したかどうかでないのです。とにかくお渡ししているわけですから、その辺のことをこのような表現を使われるというのは、結局あなた自身が一片の反省もなされていないということなの。その辺をお答えいただきたいと思います。

先ほども申し上げましたが、昨年9月行われた問責決議を真摯に受けとめない、それを他の者に転嫁する。その広報を見ますと、反省の場所、部分があります、何行か。でも、ずっと見ていくと結局今までの慣習が悪いのだと、そして北海道新聞の記事が悪いのだと、だから自分は決して悪くないのだと、そういうつくりなのです、結局は。だから、非常に情けない文章なの。

それから、あなたはおとしめるという言葉を使いました。ホームページの町長室からあなたはインターネットで発信をしていらっしゃいます。実は、他の自治体と比べますと森の町長室からは異常でございます。広報であなたが町長から町民の皆さんへという、それをそっくり使っております。結局あなたが、新聞社が森町をおとしめているのではなくて、

あなた自身が全道、全国に対して発信することによってこの森町をおとしめているのです。このような行動をとるべきではない。

それから、最後になりますけれども、北海道警察の幹部にもうその記事を書いて訴えられ、このような表現も使うという、こういう新聞社だと断定しております。これは、新聞に対する非常に大変な言葉ではないでしょうか。

そして、私はあなたが提訴すると言うなら、堂々と提訴してください。ご自身のお金で提訴してください。このようなことを書く必要ないのです。全く個人的なことなの。個人的なものに町民すべてを巻き込んでいく、そのやり口そのものが問題なのです。こういう広報をさらに続けるとおっしゃっている。もうこれは廃止しかありません。私は、そのように同僚議員からの質問も聞きまして強く感じました。何か緊急質問をすると失礼だみたいな発言をされておりますけれども、そんなことございません。一般質問と何も変わりありませんから、ぜひきちっと話していただきたい。そして、話すときは聞いたことだけ話してください。余計なことは必要ありません。お願いを申し上げます。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時46分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○町長（佐藤克男君） 突然の動議での質問だから、自分でも何を質問しているかわからなくなるというようなことはよくあることだと思います。早目にそういう質問は出しておいてくれれば、私は答えると思うのですけれども、それはそうとして……

（「何の話だ、それ。そういうことを誹謗中傷と言うんだよ、あんた。

それ自身をあなたが実行しているじゃないか」の声あり）

○町長（佐藤克男君） 誹謗中傷ではないでしょう。事実でしょう。早く質問書を出せばちゃんと答えられるのだよ。

○議長（野村 洋君） まず、町長、答弁をしてください。

○町長（佐藤克男君） まず、事実かどうか。数十年間慣習だということを私はここに書きました。これも職員から、この数十年間というのはまずいのではないかという指摘がありました。しかし、私はそののし袋を、数十年間続けている、約30年間続けているのし袋を見ております。これは、だれのということは言いません。ですから、これは私はそののし袋、保管してあるのし袋を見ております。ですから、私が見たのでは約30年間です。これは、ちゃんととっている人がいるのです。ありました。また、議員の方でも私は続けている人は見ております。ここにおられる方でもそれは見ております。ですから、これは事実かどうかというのは、私は確認したということだけははっきり申し述べておきます。

それから、今堀合議員の道の選管に私が直接聞きに行った、森警察署に聞きに行ったと。

これは、私は行っておりません。これは、それこそ事実をきちんと調査して、そしてお話ししなければ、これは堀合議員だめですよ。あなたは、いいかげんな答えをするなど言うけれども、これは事実と違います。私は行っておりません。

(「私は聞いているんだよ」の声あり)

○町長(佐藤克男君) 聞いているではなくて、私は行っておりません。そういうことは、いいかげんなことを言わないでもらいたい。そして、町の選管にも私は確かめております。町の選管に確かめております。その中での判断でございます。

そのほか質問が……訴えるなら個人で訴えなさいということではありますが、これはひとつ参考にして、これは町で訴える場合には議員の議決が必要だということは聞いております。ですから、議会がだめであれば、これは私が個人でも訴えなければいけないことだろうなど、そのようにも考えてございます。

それから、ご質問はこの程度だったかな。

(「おとしめる」の声あり)

○町長(佐藤克男君) おとしめる。2つではなかったのですね。おとしめる、まさにこれは私はあの新聞記事、道南版、道南版以外にも出ています。非常に私は、佐藤本人はおとしめているのでしようけれども、町をおとしめております。これは、私は完全にあちこち、堀合議員よりも私はあちこち道に行ったりなんかします。そうすると、いろんな方に会います。また町長、新聞に森出ていたねと。佐藤克男ではないです。森が出ていたねと。あんなのはこの町でもやっていることだよと、いやいや、そうではないと、あれは違反だということがわかったのだと、いやいや、本当に森町も大変だなど、こういうことです。これは、何も佐藤個人を記事にしているだけではない。これは、町全体をおとしめていることです。ですから、私はそういう意味でこういう記事を書いたということです。決して私は事実を歪曲してどうのこうのと書いたわけではなくて、事実に基づいて書いてございますので、ですからその辺のところはよくご承知のことと願います。

以上です。

(「反省していないんじゃないかと聞いているよ。私は聞いているよ。

文章の量から何も反省していないんでないかと」の声あり)

○町長(佐藤克男君) 反省しているかどうかということですか。

(「全然反省している態度じゃない」の声あり)

○町長(佐藤克男君) 私は全く反省しておりませんよ。だって、悪いことだと思っておりますもの。悪いことだと思っております。ですから、反省していません。私は反省していません。これは事実のことを書いていますから、反省していません。悪いことをしているわけではないのに、何で反省しなければいけないのですか。

○9番(堀合哲哉君) 驚きですね。反省していないと言ったのですね。また、特定しなかったのですよ、箇所を。そうしたら、広報で書いた、みんなうそだということなの。知らなかったとはいえ、町長の私が行っていたことは事実ですので、大きく反省せねばなり

ませんと書いてある。だから、先ほど反省していないと言ったから驚いてしまうのです。きちっと何を反省して何を反省していないのかという、その辺をきちっと区別して言っておかなければ非常に混乱を招く。全く驚きます。

個人のことも全部公的なことと、これは町長ご自身が一人でいきがって思っても町民はそう思わないということなのです。町長は、先ほど数人の方から言われたと。数人というと、大体何名ぐらいを指すのかわかりませんが、そんな多い数ではない。その数人が森町町民の声だと思ったら大間違いであるということも指摘しておきたいと思う。何か以前にもありました、私の質問に対して。結局言ってきたのは二、三名の声だと、あるいは支持者がやめるといふからやめるのだと。あたかも選挙によって町長になられたから、町民がすべて白紙委任したわけではない。全く誤解している。すべてあなたのやることはもう100%認められるということではないのです。それで一生懸命こういうことばかりお書きになる。もううんざりした町民のほうが多いです。だから、おやめになるべきだと言っているの。先ほどの発言の中で、一部ここにいる議員だけがそう思ったって町民に諮らなければわからないと。我々は町民の代表として、この4月に選挙を受けて議員として働かせていただいている。別に私、矮小化して言うわけではないけれども、この町民の声を背に受けてここで発言をさせていただいているわけです。その辺だけは勘違いされないほうがよろしいと思います。

それで、先ほども言いましたようにまだまだ私の質問についてあなたは答えていない。例えばホームページで広報を町長室から、これを使って発信する始末です。とんでもない話ですよ、これ。それもまともなことならいいのだけれども、ですからあなたご自身が町の評判をおとしめているのではないですか、結局は。そのぐらいのことをきちっと区別つけてやっていただかなければ困るわけです。

それから、確認された話です。30年間保管しているというので、議長、お願いします。これ大事な問題、うそでないと言ったのです。事実だと言ったのです。30年分ののし袋、提出をお願いしたいと思います。私は、見た見ないの話でここで言われては困るの。のし袋があったのなら、30年分ということは30枚あるはずですよ。30枚出していただきたい。それをお願いを申し上げたい。うそでない、何を根拠にして事実か事実でないか判断できないのですよ。見た見ないの話ではないのです。だから、これは出したと想定されるご本人に聞くべきなのです。確認とすべきなのです。それでこのような表現を使うというのは、全く事実と反することをあなたは書いているということなのです。重要な問題なのです。

それから、先ほど訴えるお話もされました。訴えるならば広報は必要ないので、こんなところを書くことはない。でも、前段で町長はおかしなことを言った。議員にも議会にも承認をもらわないとだめだとおっしゃった。承認要らないのです、ご自身が訴えればいいのですから。ぜひ訴えて戦ってください。あなた負けますから。そういうことなのです。

それから、このようなことというのは、手法というのは嫌がらせか、あるいは恫喝か、大体そのたぐいなのです。少なからずこの町の首長なら、もう絶対これはやめるといふこ

とをここではっきりおっしゃるべきです。もう続けるのだなんていうのはとんでもない話だと。

それから、取材についてお聞きしたいと思います。正式な取材、正式ではない取材ってあるのでしょうか。マスコミ関係者は町長にお聞きするのが、正式に断って町長室でないところ取材でないのでしょうか。その思いをここで話していただきたい。よくテレビなんか見ていると、一国の総理に対してマスコミが群がるように歩きながら取材しているのです。これは取材と言わないの。その辺、判断をしっかりとっていただきたい。

それから、この記者は記録もとらずと。記録をとらないと記者に聞いたのでしょうか。これもはっきりしないとだめなの。本当に記録とらなかったの。このようなことが町長が言うことだから事実なのだと、他の者が言ったら事実でないのだみたいな決め方をしてはいけない。これ確かめたのですか、その辺ははっきりお述べいただきたい。わからなくなるそうですので、この辺でやめます。

○町長（佐藤克男君） お話ししておきます。堀合議員は、ブログとかホームページというのは意味がわかっていないで言っているようですけども、私はメールで職員に毎週これはメールを送っております。このメールを送って、それは私の名刺交換した人にも送っております。中には、佐藤さん違うぞ、これは間違っているぞというような書き方をしてくれる、そういう人もおりますので、私は大体職員三百数十名でしょうか、そのほかに約100名ぐらいのいろんな方に私のメールも送っております。ですから、これは何もやめろとか、そんな言われる筋合いも何もないと思います。

それから、30年間保管しているやつの証拠を見せろと。あなたに見せる必要も何もない。ただし、監査委員だとか、そういう人にはもしあれでしたら、私見せてくれた方に言って、そして約30年間のそれはお見せすることが可能だと思います。ついでに言うておきますが、今年はおなたもご祝儀出したそうですね。そういう話も聞いております。これは余計なことでした。

取材が正式かどうかと……毎年出していないけれども、今年はお出したという話を聞いております。取材……

（「議長、くだらない話をべらべら、べらべらしゃべられて、本当に議
会って平和だなと思いますよ。とんでもないな、これ」の声あり）

○町長（佐藤克男君） ちょっとしゃべっているときに何で……

○議長（野村 洋君） 町長、答弁してください。

（「じゃ、あなたの生活全部私しゃべっていいの。議会なんかごちゃ
ごちゃになりますよ。とんでもないでしょう、あんた」の声あり）

○町長（佐藤克男君） 出ていってもらったほうがいいのではないの。

（「とんでもない」の声あり）

○町長（佐藤克男君） 出ていってもらったほうがいいのではないの。

（「あなたが言うのは勝手に、私が言うのがだめだということになるの

か。議会成り立ちませんよ、あなたがそんな態度をとると。とんでもない」の声あり)

○議長（野村 洋君） 堀合議員、静粛に。

○町長（佐藤克男君） 堀合議員、私はあなたがしゃべっているときには何も言いませんよ。それが礼儀ですよ。それが議会の礼儀。あなたは、礼儀も何も知らないのだな。

○議長（野村 洋君） 町長、答弁してください。

○町長（佐藤克男君） 取材が正式かどうか。これは、記者というのは必ず記録をとります。ですから、ぶら下がり、首相が歩いているときにぶら下がって行っております。記者は取材しております。全部声をとっております。また、人と話をするときには必ず書きます。メモをします。これは最低の原則です。そういうものもなしに、ただ歩いていて何もなし、その中でしゃべったやつを勝手に書く、これは取材と言いません。そういうことぐらいは覚えておいてもらいたい。

それから、記録をとらないか確認したかということですが、確認していますよ、何も書いていないのですから。それは歩きながらですから、何も記録していません。これは、もう私確認しておりました。

それから、広報を継続するかと。私は継続していきますよ、もちろん。たくさん町民が読みたいと言っているのです。そして、もう一度言っておきますよ。変な誹謗中傷、変なことを書かれないときには私は一切言いません。ですから、私が声を荒げるときというのは堀合議員ともう一人ぐらいしかいないでしょう、議員で。あとは、私は普通にお話を申し上げてちゃんと答弁もしております。ですから、広報もいいかげんなことを書かれたりなんかしたら、私はそれに対して事実をこうですよということを書きます。

それから、もう一つ、さっき私が反省していないという話、これは堀合議員にどうか、私は謝らなくてはいけない。私のご祝儀を出していた、これについては反省をしております。ただし、そういう今回は道新さんについて誹謗中傷みたいなことを書かれたので、私はそれは違うということを書いたと。これに対しては全く反省していないということでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時05分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○9番（堀合哲哉君） 何か監査委員のほうに30年にわたるものは出すというお話です。出すのですか。監査委員に出すのではなくて議会に出してください。あなたがこうしたというなら、間違いのないのなら30年分出してください。ご本人に確認してください。そこま

でやらなければ事実かどうかわからないのです。

それから、事実の関係でいけば、先ほど記者は記録もとらず、あなたはボイスレコーダーのことを指したと思うのですけれども、そういうものない、だから何もとっていないのだと、こう言ったのです。何も確認とっていないのだ。きちっととりなさい。とって事実を書いていただかなければ困りますよと、北海道新聞に対して事実を書きなさいとおっしゃるなら、あなたこそ事実を書きなさいよ。お互いに事実、あなただけでしょう、こうやって突っ張っているのは。だから、そういう姿勢でやれば北海道新聞だってこうならないでしょう。事実をあなたも認めなければだめなのです、事実は事実として。そういう姿勢がなっていないからこのような話になる。そして、町民を巻き込む。自分は悪くない、悪いのは新聞社と議会だと、それも一部の議員が悪いのだというのが……

(何事か言う者あり)

○9番(堀合哲哉君) ちょっと待って。去年……

(何事か言う者あり)

○9番(堀合哲哉君) ちょっと待って。

○議長(野村 洋君) 静粛をお願いします。

○9番(堀合哲哉君) 去年一連の記事はそうでしょう。先ほどシュークリームだとかかなんとかという話、一切関係ないの。これは、ある議員をおとしめるだけの話でしょう。あなたがやっているのだ、そういうことを。そういうことはいけないと思うなら、自分してはいけないのだ。やっぱり阿久根だとか、全く一緒なのですね。先ほどアンケート調査の話をされました。議員だけでは心もとないから、町民にアンケート調査どころか、あなたは町長を辞して、もう町民に信を問うたらいかがですか。もう3年たちましたよ。これだけ混乱を与えたら、1度信を問うべき時期に来ているのではないですか。

(何事か言う者あり)

○9番(堀合哲哉君) 議会は4月にやりました。あなたは……ごちゃごちゃしゃべらせないで。ごちゃごちゃしゃべっているのだ。自分しないと言ったのに……

○議長(野村 洋君) 静粛をお願いします。

○9番(堀合哲哉君) ここで吉本の漫才やっているわけではないから、気をつけてください。

それで、このぐらいの気持ち起こしてくださいよ。そんなアンケートで、たかだか十数%のアンケートで議員定数と報酬について取っかかってきたでしょう。このようなことをやるのなら、ご自身が潔くもう町民の審判を受けるというぐらいのことをされたらいかがですか。それを最後に質問して、私はこれ以上聞いても無駄と思いますので、やめます。

以上です。

○議長(野村 洋君) なお、町長にあらかじめ注意しておきますけれども、あくまでも質問に対する答えという答弁をお願いしたいと思います。

○町長(佐藤克男君) かしこまりました。監査委員ではなくて議会に出せということで

ございますけれども、それは考えておきます。

そして、記者が記録をとらない、記者が記録をとっているかとらないか確認をしていないと、真実を確認せよと。私は目の前にいたのだから、それは確認する必要がない。事実私が目の前にいるのだから、それは確認する必要はない。私が確認していないのを見ている、これが事実。

それから、アンケートというよりもあなたはもう職を辞して信を問えというお話でございました。議会も一緒にもしあれば解散してということだったら、私も考えないでもないかと、私はそのように思っております。もし議会が解散して町長も一緒にやろうではないかということであれば、私はそれはやるとは言いませんけれども、考えなくもない、そのように思っております。そのくらいの覚悟があるのだったら、真剣にそういうことを覚悟するのだったら、私も真剣に考える、ただ言葉のあれではなくて。ただ、少なくとも議会もこの4月に選ばれたわけです。そういう中で今私がこれで信を問うと、そういう時期ではないと、私はそのように思っておりますので、信を問えという言葉については私は従わないです。もし議会がそのつもりだったら、私は考えます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 職員研修について。

○9番（堀合哲哉君） 職員研修、これ一般質問でしようと思ったのです。ところが、もう今管理職の研修始まっています。それで、12月を待ちますと終了してしまうのです。私は、この研修をやめろという意味で質問をします。

職員研修を今開いている、講師は佐藤町長。現在町で行っている研修の根拠の法律、根拠法について説明いただきたい。職員は何もしゃべることない。私は町長に聞いているのだ。いいですか。町長がみずから始めてもう3年たつのです。ご本人がやっているから、根拠法もはっきりわかっているはずだと。町長にお聞きしたい。

それから……まずこれをお聞きして1問目とします。

○町長（佐藤克男君） 思いつきで質問をしているわけですから、資料を持ってきておりません。どういう法律なのか私はわかりません。ただ、これは3年間続けております。もしこれがそういう根拠の法律だとか、そういうものに違反しているようであれば、当然職員はこういう法律に違反しているから、町長やめるべきだというお話があるでしょう。しかし、何もない。もしあるならば、私はそれに対してこれは即座にやめなければいけないでしょうけれども、これは全くないと私は信じております。そして、これは職員が嫌かもしれない、でも自主的に今出てきてくれております。そういうものに対して私は職員は本当に嫌でも、こんな研修なんていうのはだれでもが嫌です。しかし、その中で出てきてくれていると、朝早くから出てきてくれる、勉強してくれていると、私のつまらない話でも聞いてくれているということに対しては私は敬意を表しながら、職員にはそういう思いでおります。やはり人の上に立つ人間、これはそれなりに学んでいかなければいけないと、そのように思っております。法律については、私はまた後ほど調べてそれなりのことをし

て報告したいと思います。

以上です。

○9番（堀合哲哉君） 自治体で行うことというのは、やっぱり法律に基づいて行うということが基本でございます。それで、今法律もわからないと言った。職員が言わないからいいだろうと。そういうレベルの研修だなど再認識いたしました。やってもやらなくてもいいのだということだと思います。

それで、実は職員研修については地方自治法第172条の第4項から地方公務員法第39条、ここに規定されております。地公法39条にかかわって質問いたします。地公法第39条3項には、研修の目標、研修の計画、基本的方針とは何か、研修を行う場合には必ずこれをつくりなさいというのがこの3項でございます。つくられておりますか。今までの町政は、佐藤町長みたいにこんな研修はありませんでした。自分の好きなことを言って、たまには議員の悪口も言って政党の悪口も並べる、これが公務員としての資質を高めるような研修でないことは明らかです。これを命令と服従とのかかわりの中で、ここにいる管理職の皆さんは受けている。それも朝7時半に集められて研修を受ける。ひどい話になると、これが人事にも直結する。このようなことをやっていることに対して、私は町長以上に職員の皆さんのお気持ちはどうなのだと。町長のための奉仕者でないの。広く町民に向かっただけの奉仕者なのです。そのことを公務員として私はわきまえる必要があるだろうと。職員の職務の効率を上げるという意味ですよ、目的は。どのような効果が上がっているのか、私ははっきりさせるべきだと。そのことをまず2点目でお聞きしておきたい。

それで、具体的に管理職ではなくて係長クラスの研修もやっていると聞きます。その中では、出席しなければ降格だと。自主研修と名を打ってやっているのに人事の問題まで発展すると。とんでもない話なの。個人的な思いつきで始めた研修がこのようなものまで利用されてきたら、森町の役場はもうめっちゃくちゃです。私は、ここにいる管理職の皆さん、もっと元気出して町長に言ってほしい。そうでないと森に民主主義というのが生まれません。一方的な命令と服従との関係だけはおやめになるべきだと、このように思っております。ぜひ再質問にもお答えいただきたいなというふうに思います。

○町長（佐藤克男君） 地方公務員法39条の3項、私は今読んだので、やってはいけないというふうに書いていない、そういうものを書いていなければいけないといっても、やってはいけないということは書いていないと、私はそのように認識しました。

そして、このものが、この研修が公務に成果が上がっているのかと。私は町民から、非常に役場の対応がよくなってきていると、これはすばらしいという話は何度も聞いております。私が町長になる前は、本当に行っても親切に扱ってもらえなかった、でも今は非常に親切によくやってくれているということを聞いております。親切にしなかった人は一部の人だったのだろうけれども、私はそのように今役場の職員の町民に対する対応、そういうものが非常によくなったということはよく聞いております。

そして、他の職員以外の研修について人事にまで波及していると。当たり前のことです。

学ぶという姿勢、管理職になっていくような人間が学ぶことさえも嫌がる、これは私は当然だと思います。学ぶことが嫌であれば、いつまでも私は人に使われてやっていけばいいと。管理職というのは人を使わなければいけない。この管理職研修というのは、人の上に立ち、そしてどのように部下を指導していくかという教育研修が主でございます。そういうものを拒否すると、その拒否するだけでも私は人の上に立ってはいけなないと、そのように思っております。ですから、これは私は当然のことだと思っております。そして、研修、それから教育というのは流れる水に字を書くがごとくむなししいものです。確かに出てきて、そして研修を受ける人、この人もつらいかもしれません。しかし、講師となってやっている私はこれはもっとつらい、そういう気持ちでやっております。そのくらいそうしないと、この町はよくなる。この役場は町のリーディングカンパニーと同じです。そういう意味で、私は今研修をやっています。私は初めのときから言っていました。5年かかって講師になれるような人間が5人出てきたら成功だと、そのくらいに思っております。ただし、同じ研修は同じことを何度も何度も聞いていって、そして初めてそれが本当なのだということがわかるものでございます。私は5年間は、町長に今度の選挙で通してもらったら5年はこの研修を続けて、そしてこの中から職員が立派な職員になってもらいたいなど、そのように思っております。

以上でございます。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 休憩しますか。

(「地公法の第39条の3項について、何もしなくてもいいとか、何の話しているんですか。私するしないの話をしているんじゃないですよ。もう全くでたらめでしょう。研修をやるにはこういうことが必要なんですよということを書いているのが3項なんですよ。やらなくてもいいなんて、どこに書いているんですか、これ。3項になんてそんなこと書いていませんよ」の声あり)

○議長(野村 洋君) 堀合議員、再々質問ありますか。

○9番(堀合哲哉君) 再々しようと思っても全然答弁になっていないので、もったいなさを感じる。それで、結局何もわかっていない。人の質問ぐらいちゃんと聞いていなさい。地公法を見たというのでしょうか。見たのですか。どこで見たの。何も見ていないでしょう。地公法第39条、何て書いているか、ちゃんと読み上げなさい、今目の前で。全くもうどうにもならない。地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項、その他研修に関する基本的な方針を定めるものとする。しなくていいなんて書いていない。これしなくてもいいと解釈するのですか。法律解釈ですから、副町長はどうですか。その上に立って研修って行われるはずなのです。だから、森町ちゃんをつくっているのか、つくっていないのかと私聞いているのにさっぱり答えない。結局あげくの果てにはそんなもの要らないという答弁だったと思うのだけれども、法律ですよ、これ。これきちっとやら

ぬとだめですよ。

それで、研修と言えばこのような、町長は何か5年というお話しされましたけれども、5年同じことを繰り返しやって5人の講師ができればいいような話をされました。何の話なのでしょうかね、さっぱりわからない。5年後の人材を育てているのですか。違うでしょう。職務の能率を上げるために研修を開くのですよ。おかしいでしょう、大体考えが。だから、いいかげんだというのです。

それと、先ほどもう一つ言っていますね。人事に影響するのは当たり前だと言ったの。その前に自主研修だと言ったのですよ。自主研修でありながら人事に影響するなんて、とんでもない話なのですよ、これ。研修を受けるのも自由ですよということをやったおきながら、出てこないのがとんでもないというのにすりかえてしまうと。この研修に出ることがあなたへの忠実度を、忠誠度をはかるためにやっている、それしかないのです。こんなばかげた研修なんかやめるべきですよ。もっと職員の今仕事をやっている中での、あるいは将来の森町について参考になるような研修をやってください。町民に親切にしたと。自分が町長になってから役場も変わったと。それは、あなただけが考えているだけで、変わりません、本質的に。そんなものに矮小化してはいけないの。もっと森町で大切な研修があるでしょう。それをどんどんやられるべきなのです。

(何事か言う者あり)

○9番(堀合哲哉君) このぐらいでわけがわからない首長なら、本当に資質も何もない。やらないほうがいいのです。だから、そのようなことをしっかり考えてやるべきなのです。方向を変えなさい。今やめるべきだということです。

だから、公務員、もう一度言うけれども、法律なのだから、やる以上は法律の規定に従ってしっかりやるべきですよ。町長いわく法律なんか関係ない人なのだから、本当にこういう首長が最近各地でも出てきている、余り言いたくはないけれども。それで自分が自分がと言っているけれども、全くでたらめ。その辺のところ、法律的なことあれば副町長でも結構です。ただ、法律はしっかりそのとおりにやりますと町長の口から言わせないとだめだ、本当は。全然あなたは法律も何も無視なのだ。きちっと答えてください。

○町長(佐藤克男君) これは、もし法律でそれが必要であれば、そういう目的だとかそういうものも明記するようにさせていただきます。

そして、自主研修で人事に影響はおかしいと。勉強する、そして当然これに対しては私は必ずその成果をテストしております。そのテストによって理解度が深めているかどうか、その理解度のある人間に対して私はそれは理解度があって、そして仕事も上達してよくなっているという人間については、これは人事に影響させるのが当然でございます。能率向上のための研修にすべき、研修というのは能率ばかりではないです。部下を使う、そういう者に対する能率、能率というのは仕事の業務の能率だけではない、部下を使うという、これも大切な仕事でございます。そういうものについて、私は今盛んにやっているところでございます。そして、計画的に目的を持ってということについては、これは今年に1回

管理職と中間管理職ということでやっております。そして、目的は職員の部下を使う、そういう基本的なことを知ってもらうための研修でございます。朝早くから、職員は7時半から、また中間管理職は夜5時半から今やっております。こういう研修は、こういう組織においては絶対に必要だと、私はそのように思っております。やっていないこと自体が私はおかしかったと、そのように思っております。今後ともこれは続けさせていかなければいけない。それから、そういう書類、そういうものがもし怠っていけば、これは早急にそういう書類は整備しなければいけない、そのように思います。

以上でございます。

(「議長、法律を守ると言いながら法律を守っていないんですよ。勤務能率の発揮及び増進のために研修がセットされるんですよ。書いてあるんだ、ここに。僕はまた違いますなんていう話じゃないんですよ。そういうことをやるからおかしくなるの。だから、答弁も法律に基づいて答弁してもらわなければ何でもよくなるんです、これ。佐藤町長が法律になっちゃうんですよ。おかしいんです。そのぐらいわきまえていただかなければ、これ質問したって全然話にもならない。終わったんでやめます」の声あり)

○議長(野村 洋君) 以上で広報10月号と職員研修についての緊急質問を終わります。

引き続き、時間経過していますけれども、やってしまいたいと思うのですけれども、よろしいですか。

◎日程第3 議案第1号

○議長(野村 洋君) 日程第3、議案第1号 平成23年度森町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(木村浩二君) それでは、議案第1号についてご説明申し上げます。

本案は、平成23年度森町一般会計補正予算の第6回目となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,294万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ92億3,693万8,000円にしようとするものでございます。

事項別明細によりご説明申し上げます。4ページ、5ページをお開きください。まず、歳入ですが、款10地方交付税の8,530万6,000円は、普通交付税及び特別交付税に財源を求めたものでございます。

続いて、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節2清掃費補助金の3,581万6,000円は、さきの東日本大震災の津波被害を受けたホタテ養殖施設の廃棄物処理、これに係る補助金でございます。

続いて、款18繰入金、ここでの基金繰入金の3,165万1,000円は、財政調整基金から繰り入れをするものでございます。

続いて、款20諸収入で雑入でございます。17万円は、消防団員安全装備品に係る助成金になってございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目11諸費、節23償還金利子及び割引料の76万6,000円は、町税の過誤納付還付金でございます。

続いて、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節23償還金利子及び割引料の30万円は、広域保育所運営費の精算に係る返納金でございます。

続いて、款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費、節1役務費の836万9,000円の減額は、東日本大震災での津波によるホタテ養殖施設の廃棄物処理経費を計上してありますが、今般水産業費へ組みかえるため減額補正をするものでございます。

続いて、款6農林水産業費、項1農業費、目6駒ヶ岳ダム管理費、節11需用費の192万3,000円は、ダム施設の一部と畑地かんがい用水路施設の修繕料でございます。

続いて、8ページ、9ページをお開きください。項3水産業費、目2水産業振興費、節13委託料の8,000万円は、先ほど衛生費で説明しました減額分も含めて東日本大震災での津波によるホタテ養殖施設の廃棄物処理、これに係る経費でございます。資料ナンバー1を提出しておりますので、ご参照ください。同じく節19負担金補助及び交付金の7,660万円は、津波の被害を受けた養殖施設の災害復旧事業への補助金でございます。これも資料ナンバー2を提出しておりますので、ご参照願います。

続いて、款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節13委託料の20万円は、町道港町6号線の用地測量料でございます。

同じく項3河川費、目1河川総務費、節15工事請負費の130万円は、普通河川森川の土砂を除去するための工事料でございます。資料ナンバー3を提出しておりますので、ご参照願います。

続いて、款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費、節18備品購入費の17万1,000円は、歳入で説明しました助成金を受けまして消火用ホースを通行する車両から守るための機械器具を購入しようとするものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。款10教育費、項3中学校費、目1学校管理費、節11需用費の70万円は、砂原中学校校舎屋上から各教室へ雨漏りがあるため、これに対応するための修繕料でございます。

同じく項6保健体育費、目2体育施設費、節11需用費の13万5,000円は、総合運動公園グラウンド散水用ポンプの修繕料でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第1号に対する質疑を行います。

○2番（山田 誠君） 8ページ、9ページ、農林水産業費の水産業費、水産業振興費の中の9ページの負担金補助及び交付金でございますけれども、このホタテ養殖施設災害復旧事業の補助金の補助される根拠法令はどこであるかお聞きしたいと思います。何の根拠

法令で行うか確認しておきます。

○水産課長（島倉秀俊君） それでは、お答えいたします。

まず、この根拠法令でございますけれども、国の養殖施設災害復旧事業に伴う事業に対しての補助金でございます。

以上です。

○2番（山田 誠君） 町条例の交付金規則はどこでしょうかと聞いています。

○水産課長（島倉秀俊君） お答えいたします。

森町産業奨励補助金でございます。

以上でございます。

○2番（山田 誠君） この中の2条の2に補助金の交付物で、町税に対する滞納があるときは補助の対象より除外すると、こうあるわけなのですが、結果的には7,660万円の相当高額な補助もあるわけです。それで、先般の22年度の決算で財政調整積立金が約14億円ほどあるということがございますけれども、これらは職員の給与削減等々の部分がほとんどでございます、その職員の方々の例えば住宅のローンとか子供方の教育費、高校、大学等々に相当お金がかかっているというものの貴重な財源が積み立てられているということなので、それに対して今の言った町税の滞納のあるその方々についての補助対象外、除外をするよということを適切に、公平に、公正にやるということは、やはりきちっとやっていたかなければ困るということがございますので、その辺はいかがでしょうか。

○水産課長（島倉秀俊君） お答えいたします。

その辺につきましては、国の査定が終わりました時点で、うちのほうで把握をしましてその辺は対処したいと思っております。

以上です。

○15番（黒田勝幸君） 今回の養殖施設ですけれども、この一連のものの補助金は、それはそれで理解いたします。それで、これは7月23日の課長資料なのですが、このときにいわゆる今回のこれ、激甚災害かな、そういうようなことで国が67.5、町が20、個人負担が12.5ということの説明ありましたよね。これは今も変わらないのですね、町が20なのだね、まず。

○水産課長（島倉秀俊君） お答えいたします。

今回の補正で上げてございますのが20%ということがございますので、変わりはありません。

以上です。

○15番（黒田勝幸君） この資料説明あったときに、私はいわゆる組合の負担分がさっぱりないですよと。今異常気象で何が起こるかわからないというようなことなので、1回こういう20%で町の補助ができてしまうと、これ一つの事例となりまして、今後のこともあるので、やはり関係団体にも協力いただいたらいかがですかということをお願いいたしましたので、課長はそれご承知おきだと思っておりますけれども、組合とこの件について話し合

われたのかどうか、その辺お聞きします。

○水産課長（島倉秀俊君） お答えいたします。

20%の要請の段階で両組合につきましては、うちの組合のほうでは捻出できないので、何とか町のほうにお願いしたいという要請でございました。

以上です。

○15番（黒田勝幸君） 数度会議を持ちながらこういうようなことになったと思うのだけれども、今の同僚議員もお話ししていましたようにやはりこれを20%拠出するに当たって、応援するに当たって基金の取り崩ししているわけなのですよ。これ本当に職員の皆さん、また高齢者のいろんな福祉の点でも削減しながら、これだけ基金がたまったということなのですよ。それで、これためるに当たっても町長自身もかなり我々からバッシング受けながらやはり実行してこれだけたまった貴重なお金なのだよ。ですから、私は関係団体にも応援していただけたらいかがですかと、こう言ったのです。それは、漁協さんは出さないほうがいいからね、そう言うでしょう。だけれども、これは確かに1次産業ですから、農業、漁業は。ホタテ養殖施設災害復旧、これ個人の財産の部分なのですよ、施設というのは。だから、これ激甚災害って大きなことだからしょうがないのだけれども、これだったら一般の人もおれらも応援してくれやと、こんなことになるよ、本当に。漁業だけが緩くないのではないのだから、みんな緩くないのです。農業者であっても商工業であっても水産加工であっても、大変な今時代なのですよ。だから、私は幾らかでもいいからやはり関係団体にも応援してもらったらいかがですかという質問をしたのです。だから、いろいろお話し合いは重ねたのだろうけれども、出せないから頼みます、ああ、そうですかというような調子だったら困るのだ、やっぱりこの貴重なお金を。

だから、話し合いを持ったということは評価しますけれども、何も進んでいないの、7月にしゃべったことが。その辺に私は一抹のちょっと納得できない部分もあるのですよ、はっきり言って。こういう事例つくるのはいかがなものかと。だけれども、こういうような話し合いで、恐らく今日議会で決まればこのとおりになるのでしょから、仕方ないのだろうけれども、やはり本当に困ったものだね。組合が本当に出せないような状況であればいいのだけれども、その辺のほかの会計を見るわけにいかないけれども、実際いろんな掘り下げて聞いて出せないような状況だったのですか。

○町長（佐藤克男君） 黒田議員の言うとおりに非常に厳しい問題で、もちろん漁協も決して財政が豊かではありません。1つの金融機関ですから、ですから豊かではありません。その中で森町だけではなくて、長万部、八雲、森、そして鹿部と、この4町村足並みをそろえましょうという話になっております。それで、これはなぜ足並みをそろえるかという、同じように国のほうに要望をするに当たって、これは同じ条件でなければ、森はこうだ、鹿部はこうだということではなくて同じようにやっっていかなければいけないと。その中で八雲は約100億近い、当時100億以上の損害でございました。そこで八雲としては2割拠出すると。一番被害の大きかった八雲に倣おうということでこれはしました。もちろん八

雲は、漁組のほうにそれをお願いするとか、そういうことはできませんでした。また、今も現在もこれはやっておりますけれども、これについて特別交付金ということもかなり強く申し入れて、かなりの線で今は動いております。ですから、これがもし森だけは漁協がこうだからこうなのだという話になると、また足並みが狂うというようなこともございまして、それで今こういうことで進めております。そのところがどうなるかということについては、まだ結論は出ておりません。暮れぐらいには、暮れには出るのだろうと、そのように思っております。また、そのために国会議員の先生もかなり働いてくださいますし、また我々もそれを今静観しているという状況でございます。当然漁協のほうには、かなり厳しく私のほうからも申し入れをさせていただきました。

以上です。

○9番（堀合哲哉君） 基金繰入金についてお聞きしたいと思います。

年度当初、財政調整基金、繰り入れをするということでたしか、間違ったら訂正していただきたいと思うのですが、1億6,000万ぐらいのお金だったかなと記憶しているのですが、それとそれはそこまではいかないよという意味でおやりになるのかなと思ったのだけれども、新たにそれには手つけず、この今ある基金繰入金そのものをここで使うことになっていきます。その理由についてご説明いただきたいと思います。

○総務課長（木村浩二君） お答えいたします。

堀合議員おっしゃいますとおり、財政調整基金の積立金につきましては当初予算で、1億六千七百何がしを計上してございます。本来手法としましては、この積立金を少しやめるか、あるいはまたこれはこのままで繰入金をまた新たに設けるかと、この2つの手法がございまして、当初予算はこの形で作成しましたので、今後の補正については繰り入れを行って調整をしていきたいというふうに、考えてございます。

以上でございます。

○9番（堀合哲哉君） 総務課長の答弁、そういう方法だということだと思っておりますけれども、そうすると当初立てた1億6,700万、別な意味で考えれば年度末には財調は少なくとも1億6,700万積み立てを行うよという意思だと思っておりますのでございますけれども、今の状況、この基金繰入金の中で財調で9,399万1,000円を取り崩しているということならば、その差額はあと7,000万ということになります。要するにそれを繰り入れと今ある基金からおろすのと年度当初でやったのを取り崩すという考え方からいけば、結局そういうことになるのですが、町の考え方として今年度、23年度中に1億6,000万は結果的にこれは積み立てますよという強い意思というものがあって、そういう手法をお使いになるということなんでしょうか、その辺のことだけお答えいただきたい。

○総務課長（木村浩二君） お答えいたします。

今後の情勢もございまして。今後12月、3月でまた補正が出てくる可能性もございまして。そのときには財政調整基金に頼らざるを得ないという今の財政状況にはなっております。ただ、当初の1億6,700万、これにつきましては今後繰り入れを行っていくわけなのですが、

最終的にはこの額は積みたいという基本的な考えは持っています。

以上です。

○4番（松田兼宗君） 6ページ、7ページの一番上の諸費のところの町税等過誤納還付金ですが、具体的にその辺の中身を説明してほしいのですが、例えばどうしてわかったのかという問題、要するに税金を、町税を多くもらってそれを返したという話だと思のですが、その辺のいきさつ等、そして今後の問題をどう対処していくのかと、ちょっとその辺詳しくお願いします。

○税務課長（泉 一法君） それでは、私のほうからお答えいたします。

まず、過誤納付金というのは、町税にとって誤って二重に納付されたり、納付された後に所得税の確定申告終わりました、確定申告により課税が確定しまして減額になった場合に還付される金額のことを言います。例えば確定申告して今年度に、去年申告しましたものに対して確定申告しまして、例えば控除額で扶養控除が1人増えている場合には税金還付になりますので、それを町税でも還付をしますと。それから法人税等につきましては、中間申告しまして翌年度の事業になって確定申告というケースがほとんどでございます。だから、今回の補正につきましては法人税の額がすごく今年は膨らんでおりますので、その部分の補正の額になります。よろしいでしょうか。わかりますか。

○4番（松田兼宗君） もう一点、ちょっと確認したいのですが、土木費の河川費の工事請負費の130万なのですが、これは森川の川の部分ですよね。この目的というのは一体何なのかというのは、これ130万計上して底上げした場合に、また再度すぐなるのかなという気はするのです。災害というか、雨が多い日、最近多いですから、だからそれ抜本的な解決にはならないと思うのですが、その辺ちょっとお聞きしたいのですが。

○建設課長（小井田 徹君） お答えします。

今回の除去作業は、前回は平成13年9月に1度除去しております。現在除去する部分に関しましては橋、役場の下にあります清澄橋と大通りにあります柳橋のけたの下、橋の下が余りクリアランスがなくなってきました、今後の大雨等によりまして流木等が詰まるとか、あと橋にぶつかっていくとか、そういうような危険も考えられますので、今回まずとりたいということで計上いたしました。それと、抜本的な改善のことに関しましては、一応いろいろなやり方もあると思いますので、検討は今している最中でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第3、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号

○議長(野村 洋君) 日程第4、議案第2号 平成23年度森町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長(釣 隆吉君) それでは、議案第2号についてご説明申し上げます。

本案は、平成23年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第3回目でございます。

既定の歳入歳出予算の総額から8万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ2億1,101万6,000円にしようとするものでございます。

それでは、事項別明細書4ページをお開き願います。4ページから5ページの歳入でございますけれども、款4繰越金につきましては、これから歳出でご説明いたします修繕料の財源へ充当するものでございます。

次に、6ページをお開き願います。6ページから7ページ、歳出、款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費の節11需用費の修繕料につきましては、施設の調理室の殺菌庫の修繕、それから給湯配管の漏水修繕をしようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(野村 洋君) これから議案第2号に対する質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第4、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 意見書案第1号

○議長(野村 洋君) 日程第5、意見書案第1号 漁船用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りました。

いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第5、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎休会の宣告

○議長(野村 洋君) これをもちまして10月会議に付議されました案件の審議はすべて終了しましたので、平成23年第2回森町議会定例会10月会議を終了いたします。

休会 午後 2時58分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成23年10月24日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員